

第1回 再チャレンジプログラム

令和3年12月9日

2019年秋～冬学期期末試験（会社法）

設問1

第1 前提知識

(1) P社の機関設計

- ・P社は非公開会社

(2) 株主総会開催までの手続

第2 本件決議の効力を否定するための手続選択

- ・出訴期間により、取消訴訟か不存在確認訴訟の手段を選ぶ

→取消訴訟優先

- ・不存在が認められる場合、取消事由も認められる

第3 要件検討

1 「株主等」

- ・Cは株主であるので満たす

2 「三箇月」

- ・令和2年4月1日の時点では、本件選任決議から3ヶ月以内であり、提訴期間内

→起算日にも触れるともっと丁寧

3 831条1項1号該当性

→決議方法の法令違反

(2) 権利行使者の定め方（本文解釈）

- ・106条

- ・持分価格の過半数で決定できるとするのが判例・通説

→趣旨：準共有者の全員が一致しなければ権利行使者を指定することができないとすると、準共有者のうちの一人でも反対すれば全員の社員権の行使が不可能となるのみならず、会社の運営にも支障をきたすおそれがあり、**会社の事務処理の便宜を考慮**して設けられた右規定〔現行会社106条本文〕の趣旨にも反する結果となるからである

- ・議決権行使は特段の事情がないかぎり共有株式の管理行為

→なので過半数で決める

(3) 「この限りでない」（但し書き解釈）

- ・最判平成27年2月19日民集69巻1号25頁〔百選12事件〕

「会社法 106 条ただし書…の文言に照らすと、株式会社が当該同意をした場合には、共有に属する株式についての権利の行使の方法に関する特別の定めである①同条本文の規定の適用が排除されることを定めたものと解される。そうすると、共有に属する株式について会社法 106 条本文の規定に基づく指定及び通知を欠いたまま当該株式についての権利が行使された場合において、②当該権利の行使が民法の共有に関する規定に従ったものでないときは、株式会社が同条ただし書の同意をしても、当該権利の行使は、適法となるものではない。」

→本文の適用が排除されるが、権利行使自体は適法なものではない。

→但書の効果：権利行使者を決めなくても行使できる

4 裁量棄却の余地

・ 831 条 2 項の検討は忘れずに

→決議に影響の有無と、違反する事実が重大であるかどうかは別の要件

・ 本問では行使される議決権の株数は 8000 株でかなり多いので重大；それが行使されなかったら決議に影響が生じる（定足数満たさない）

→なので裁量棄却できない

・ 念のために答案政策としては最後に裁量棄却について触れるべき

設問 2

第 1 P 社の機関設計

第 2 売渡請求とは

第 3 手段、根拠条文

・ 210 条 2 号

第 4 要件検討

1 「著しく不公正な方法」

・ 株主との合意なしに、株主にその地位を失わせるような売り渡し請求をした

2 「株主が不利益を被るおそれ」

株式の希釈化→株式価値の低下、支配権の低下

3 民事保全法 23 条 2 項

・ 差止と並行

設問 3

第 1 手段、根拠条文

・ 差止

・会社法 179 条の 7 第 1 項

第 2 要件検討

1 「売渡株主」

2 「法令に違反」

(1) 違反していると考えられる条文

(2) 特別利害関係人

ア 関係条文

イ 決議の効力について

※最判平成 28 年 1 月 22 日

3 瑕疵ある新株発行の効力

※最判昭和 46 年 7 月 16 日

4 新株発行無効の訴え…?

※最判平成 24 年 4 月 24 日

設問 4

第 1 根拠条文

第 2 要件

1 売渡株主

2 出訴期間

3 無効事由

2019 年秋～冬学期期末試験（民法応用 2）

設問 1

第 1 C の請求の根拠条文

・ 634 条

第 2 報酬請求権に関する各要件該当性

1 1 号ないし 2 号該当性

- 2 Cの仕事の結果の可分性
 - ・可分性の定義は明確ではない→説明：
- 3 Bが受ける利益

第3 Bの抗弁

1 契約不適合に基づく損害賠償請求権

(1) 根拠条文

・415条

(2) 債務不履行

- ・債務不履行？契約不適合？

→要件事実はどこで変わっているか

(3) 損害

(4) 因果関係

- ・相当因果関係説

※ 415条2項の類推適用？

→潮見本参照

- 2 相殺適状の検討も軽く触れておきたい。

設問2

第1 問題となる条文、論点

- ・703条 転用物訴権

第2 利得と損失

- ・Aが何の対価を支払っていないのに、修繕できたものを保持している
- ・Dは報酬の支払いを受けていない

第3 因果関係

※最判昭和45年7月16日

第4 法律上の原因

※最判平成7年9月19日

以 上